安城市監査公表第２２号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を公表する。

令和３年１２月２３日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

第１　監査の種類　定例監査

第２　監査の対象及び期間

教育振興部総務課　令和３年１０月５日から１１月２６日まで

教育振興部学校教育課　令和３年１０月６日から１１月２６日まで

第３　監査の方法

安城市監査基準に準拠し、教育振興部総務課及び学校教育課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定期監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第４　監査の方針

令和３年９月末日までの令和３年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第５　監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

学校教育課

【指導事項】

資金前渡金が支払後３か月を経過しても精算されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。